

6 次産業化普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 6次産業化普及促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、福井市補助金等交付規則(昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農林漁業者等とは、農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体をいう。
- (2) 6次産業化とは、農林漁業者等が主体となり、生産だけでなく、農林水産物の加工又は農林水産物やその加工品の販売に取り組むことをいう。
- (3) 加工とは、農林水産物を原料として物理的・化学的变化を加えて、新たな生産物を生産することをいう。
- (4) 販売とは、直接販売や商談等により、新たな販路を開拓する取組をいう。

(対象事業)

第3条 この要綱の規定による補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、農林業業者等自ら又は地域で生産された農林水産物の6次産業化の取組のうち別表第1の1及び1の2で定める事業とする。

(対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、農林漁業者等が、補助事業の実施に必要となる、別表第1の1又は1の2で定める経費のうち補助金交付の対象として市長が認める経費とする。

(補助対象者)

第5条 この要綱による補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本事業の実施により、経営の改善が見込まれる農林漁業者等とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助事業に要する経費の3分の2以内とし、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。また、補助金の額は別表1の1及び1の2に定める額を限度とし、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 前項により算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条第1項の規定により、6次産業化普及促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 前年度決算書
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 前項の交付申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

(補助金交付の決定及び通知)

第8条 規則第4条の規定により補助金の交付を決定した場合に行う規則第6条に規定する交付決定通知は、6次産業化普及促進事業補助金交付決定通知書(様式第4号)によるものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第9条 前条の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条の規定による補助金交付の決定後、補助事業の内容又は経費の配分の変更(軽微な変更は除く。)をする場合は、必要な書類を添えて6次産業化普及促進事業補助金交付変更申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、6次産業化普及促進事業補助金変更承認通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止の承認)

第10条 規則第5条第2号の承認を受ける場合の申請書は、6次産業化普及促進事業中止(廃止)承認申請書(様式第7号)によるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その中止又は廃止を適当と認めたときは、6次産業化普及促進事業中止(廃止)承認通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(状況の報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業の遂行に際し、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 着手報告書

補助対象事業の着手は、原則として第11条の交付決定に基づき行うものとし、着手したときは、速やかに着手報告書(様式第9号)を市長に提出するものとする。ただし、補助事業者が交付決定前に着手する場合にあっては、その理由を明記した指令前着手届(様式第10号)を市長に提出するものとする。

(2) 契約顛末報告書

補助事業者は、請負入札又は随意により契約を締結したときは、速やかにその旨を契約顛末報告書(様式第11号)にて市長に提出するものとする。

(3) 竣工届

補助事業者は、補助対象事業が竣工したときは、速やかにその旨を竣工届(様式第12号)にて市長に提出するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者等は、補助事業が完了したときは、すみやかに6次産業化普及促進事業実績報告書(様式第13号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 実施報告書(様式第14号)

(2) 収支決算書(様式第15号)

(3) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第13条 規則第12条に規定する交付すべき補助金の額の確定通知は、6次産業化普及促進事業補助金額確定通知書(様式第16号)によるものとする。

(交付の請求)

第14条 規則第14条に規定する請求書は、6次産業化普及促進事業補助金交付請求書(様式第17号)によるものとする。

2 市長は、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (3) その他事業の執行について、不正行為があったとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、事業の変更、廃止及び中止し、又は補助金の交付決定を取り消した場合において、その事業に係る補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(報告の徴収)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業に関し、補助事業者等から報告を求め、又は職員に調査若しくは検査をさせることができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年5月15日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月20日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年8月21日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年5月15日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1の1（第3条関係・第4条関係・第6条関係）

事業種目	補助対象経費		補助上限額 (千円)	採択要件
農林水産物の加工品の製造に係る新規の取組に要する経費	機械・施設整備費	(1)農林水産物の加工に必要な機械・設備及び施設の整備に要する経費 (2)農林水産物やその加工品の販売に必要な機械・設備及び施設の整備に要する経費	300	・国庫補助又は県単補助の対象となるものを除く ・過去2年度以内に本事業補助の活用実績のあるものを除く
	機械装置リース料	農林水産物の加工に必要な機械装置又は分析等機械装置をリースした場合に要する経費		
	工具・器具費	開発に必要な工具又は器具の購入、試作、改良又は据付けに要する経費		
	原材料費	開発に直接使用する主要原料又は副資材の購入に要する経費		
	外注加工費	原材料の加工、設計等を外注する場合に要する経費		
	技術指導費	開発に当たって外部からの技術、デザイン等の指導を受ける場合に要する経費		
	共同研究費	大学等と共同で開発を行う場合に要する経費		
	分析・調査費	分析・試験・調査等を委託する場合に要する経費		
	広告宣伝費	(1)新聞・テレビ・ラジオ・雑誌等マスコミ広告に係る経費 (2)ホームページの作成に係る経費		
	販促資材作成費	販売促進・販路拡大にかかる資材の作成委託に要する経費		
	出展費	(1)商談会等の出展料や、展示会場や会場の中ブースなどを借りる ときに要する経費 (2)展示会の開催に関して、一定の業務をエージェントや企画会社 などへ委託に要する経費		
	会場装飾費	(1)会場やブースの装飾に関する設営や撤去に要する経費 (2)会場やブースの装飾を委託するときの経費 (3)光熱水費とその使用のための設備工事に要する経費		
	梱包運搬費	商談会等への出展に必要な資材・サンプルなどの梱包と輸送運搬に要する経費		

ただし、市や県の事業として出展する商談会等についての左記の経費は補助対象外とする

別表第1の2（第3条関係・第4条関係・第6条関係）

事業種目	経費区分			補助上限額 (千円)	採択要件
農林水産物や その加工品の 販売に係る新 規の取組に要 する経費	機械・施設整備費	農林水産物やその加工品の販売に必要な機械・設備及び施設の整備に要する経費		150	・国庫補助又は 県単補助 の対象とな るものを除 く ・過去2年度 以内に本事 業補助の活 用実績のあ るものを除 く
	分析・調査費	分析・試験・調査等を委託する場合に要する経費			
	広告宣伝費	(1)新聞・テレビ・ラジオ・雑誌等マスコミ広告に係る経費 (2)ホームページの作成に係る経費			
	販促資材作成費	販売促進・販路拡大にかかる資材の作成委託に要する経費			
	出展費	(1)商談会等の出展料や、展示会場や会場の中ブースなどを借りるときに要する経費 (2)展示会の開催に関して、一定の業務をエージェントや企画会社などへ委託に要する経費	ただし、市や県の 事業として出展 する商談会等につ いての左記の 経費は補助対象 外とする		
	会場装飾費	(1)会場やブースの装飾に関する設営や撤去に要する経費 (2)会場やブースの装飾を委託するときの経費 (3)光熱水費とその使用のための設備工事に要する経費			
	梱包運搬費	商談会等への出展に必要な資材・サンプルなどの梱包と輸送運搬に要する経費			

福井市長 様

住 所
名 称
代表者職・氏名

年度 6 次産業化普及促進事業補助金交付申請書

年度における 6 次産業化普及促進事業を下記のとおり実施いたしますので、福井市補助金等交付規則第 3 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の着手及び完了予定年月日

(1) 着手予定年月日 年 月 日
(2) 完了予定年月日 年 月 日

3 事業種目（該当する□に☑を記入すること）

(1) 6 次産業化普及促進事業〔市〕

- ☐ 農林水産物の加工品の製造に係る新規の取組に要する経費
☐ 農林水産物やその加工品の販売に係る新規の取組

4 事業の内容

5 補助金交付申請額 金 円

添付書類

- (1) 事業実施計画書（様式第 2 号）
(2) 収支予算書（様式第 3 号）
(3) 前年度決算書
(4) その他、市長が必要と認める書類

様式第2号 実施計画書

年度6次産業化普及促進事業実施計画書

1 事業実施主体の概要

(ふりがな) 事業実施主体の名称	()	代表者役職名 氏名			
所在地	(〒 -)	電話番号			
		Fax 番号			
設立年月日	年 月 日	構成員数 (構成員氏名)			
経営の現状	現状： 作目： 経営面積： 加工品：				
将来計画		前年度	1年目 (実施年度)	2年目	3年目
	合計売上額				
	うち加工品				
	経営面積				

2 事業の概要

事業の内容
事業の効果

製造する新商品	新商品等の概要・特徴（セールスポイント）

出展する商談会名	商談会の概要・販売する商品の概要・特徴

3 事業計画等

(1) 機械・施設整備費

①機械・設備

(単位：円)

機械名	規格・型式	用途	竣工予定 年月日	設置 台数	単価	金額
計						

②施設

(単位：円)

施設名	構造・規格	着工予定 年月日	竣工予定 年月日	建設費
計				

(2) その他の経費

(単位：円)

経費区分	内容	金額
計		

4 事業費の内訳

(単位：千円)

総事業費 (A+B)	補助対象 事業費	負担区分	
		市費 (A)	その他 (B)

5 添付資料

- (1) 事業実施主体の規約及び機械・施設等管理規定（機械・施設導入する場合のみ）
- (2) 施設等位置図
- (3) 許認可の写し（ただし許認可が必要な場合のみ）

様式第3号 収支予算書

年度6次産業化普及促進事業収支予算書

1 収入

(単位：円)

項 目	金 額	適 要
合 計		

2 支出

(単位：円)

項 目	金 額	積算根拠
合 計		

様式第4号 補助金交付決定通知書
福井市指令農第 号

住 所
名 称
代表者職・氏名

年度6次産業化普及促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度6次産業化普及促進事業補助金については、福井市補助金等交付規則（昭和48年5月15日規則第11号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、次のとおり交付の決定をしたので、同規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

福井市長

記

- この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、 年 月 日付け農第 号で申請のあった 年度6次産業化普及促進事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。
- 補助事業に要する経費及び補助金等の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
（内補助対象事業額	円）
補助金の額	円
- 補助金額は、当該事業に要した経費の実支出額に6次産業化普及促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定により算出された額とする。
- 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、市長の承認を受けなければならない。
 - 補助事業の補助金額の変更（軽微な予算配分の変更を除く）を必要とするとき。
 - 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く）するとき。
 - 補助事業を中止し、又は廃止するとき。
- 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- 補助事業者は、補助事業等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同施行令（昭和30年政令第255号）、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）、規則及び要綱、その他関係通知及び通達の定めるところに従わなければならない。
- 補助事業者は、補助事業の遂行にあたり、売買、請負その他の契約をする場合は、見積合せ若しくは入札等を実施し、契約先の選定過程及び選定理由を明確にすること。なお、見積合せ、入札は別紙別表1を基準に実施すること。
- 補助事業者は、この補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収

入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保存しなければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（別紙様式第1号）及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

9 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

10 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

11 補助事業者は、補助事業によって取得した財産について減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間内（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）において、市長の承認を受けずに、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。また、補助金交付の目的に反して使用してはならない。

12 補助事業者が前記により市長の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を市に納入させることがある。

13 補助金等の交付を受けたものが、次の各号に該当する場合は、補助金等の全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) 6の法律、規則、要綱等又は市の付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金等の使途及び経理の状況について不明瞭と認められたとき。

14 補助金交付の条件は、前記4から13に定めるもののほか次のとおりとする。

(1) 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当って、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従わなければならない（補助金の交付を申請するに当たっても同税額を減額して報告しなければならない。）。

ア 補助事業者は、事業完了実績報告（規則第12条の規定による報告をいう。）を行うに当たって、及び当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

イ 補助事業者は、完了実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書（別紙様式第2号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(2) 市長は、前項の規定に伴う報告があった消費税仕入控除額が規則第12条の規定により確定した補助金額に係る消費税仕入控除税額を超えるときには、速やかに、その超える額の返還を命じるものとする。

15 補助金等について、福井市監査委員の監査を受けることがある。

別紙様式第1号 財産管理台帳

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名

地区名	地区			事業実施年度		年度		福井市役所農政企画課所管補助金			6次産業化普及促進事業				
事業種類	事業の内容					工期		経費の配分			処分制限期		処分の状況		摘要
	事業種目 (事業細目)	事業実施主体	工種構造 施設区分	施工箇所又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分		耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
									市費	その他					
	計														
	計														
	合計														

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別紙様式第2号 消費税等相当額報告書

番 年 月 号 日

福井市長 様

住 所
氏 名

年度仕入に係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け福井市指令農第 号により交付決定通知があった 年度6次産業
化普及促進事業補助金について、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 福井市補助金等交付規則第12条の補助金の額の確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入にかかる消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告による確定した仕入に係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

(注) 補助事業者別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

別紙別表 1（補助金交付決定通知第 7 関係）

予定価格	方 式	見積を徴する、若しくは入札を指名する業者数
おおむね 1 0 万円未満	見積合せ	1 者以上
おおむね 5 0 万円未満	見積合せ	原則として 2 者以上
おおむね 2 5 0 万円未満	見積合せ	原則として 3 者以上
おおむね 2 5 0 万円以上	入札	原則として 3 者以上の指名競争入札

福井市長 様

住 所
名 称
代表者職・氏名

年度 6 次産業化普及促進事業補助金交付変更申請書

年 月 日付け福井市指令農第 号で交付決定のあった 年度 6 次産業化普及促進事業補助金について下記のとおり変更したいので、6 次産業化普及促進事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により申請します。

記

- 1 変更内容
- 2 変更理由
- 3 変更後の交付申請額 円
- 4 前回の交付決定額 円
- 5 変更後の交付申請額の算出方法及び事業経費の配分

様式第 6 号 変更承認通知書
福井市指令農第 号

住 所

名 称

代表者職・氏名

年度 6 次産業化普及促進事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました 6 次産業化普及促進事業補助金交付変更については、
申請のとおりこれを承認し、福井市補助金等交付規則第 6 条の規定による 年 月 日付け福井市
指令農第 号の交付決定の一部を下記のとおり変更したので通知します。

年 月 日

福井市長

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 変更前の交付決定額 | 円 |
| 2 変更後の交付決定額 | 円 |

様式第7号 中止（廃止）承認申請書

年 月 日

福井市長 様

住 所

名 称

代表者職・氏名

年度6次産業化普及促進事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け福井市指令農第 号で交付決定のあった 年度6次産業化普及促進事業について中止（廃止）したいので、6次産業化普及促進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）を必要とする具体的理由

2 中止（廃止）に係る事業の内容及び金額

円

様式第 8 号 中止（廃止）承認通知書
福井市指令農第 号

住 所
名 称
代表者職・氏名

年度 6 次産業化普及促進事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のありました 6 次産業化普及促進事業の中止（廃止）については、申請のとおりこれを承認しましたので、6 次産業化普及促進事業補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により、通知します。

年 月 日

福井市長

印

記

- 1 この通知の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった 年度 6 次産業化普及促進事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。

様式第 9 号 着手報告書

番 号
年 月 日

福井市長 様

住 所
氏 名

年度 6 次産業化普及促進事業着手報告書

年 月 日付け福井市指令農第 号で交付の決定を受けた 年度 6 次産業化普及
促進事業を下記のとおり着手しましたので報告します。

記

施 行 場 所	
事 業 量	
事 業 費	
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
そ の 他	

様式第 10 号 指令前着手届

番 年 月 日 号

福井市長 様

住 所
氏 名

年度 6 次産業化普及促進事業指令前着手届

年度 6 次産業化普及促進事業実施計画に基づく事業について、別記条件を了承のうえ、下記のとおり指令前に着手したいので届けます。

記

1 指令前着手理由

2 指令前着手に係る実施計画

事業実施主体名	事業内容及び事業量	事業費 (円)	補助金 (円)	着手完了予定 年月日
				着手 年 月 日 完了 年 月 日

3 別記条件

(1) 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担するものとする。

(2) 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議はない。

(3) 当該事業について、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては計画変更を行わない。

様式 11 号 契約顛末報告書

番 年 月 号
日

福井市長 様

住 所
氏 名

年度 6 次産業化普及促進事業契約顛末報告書

年度に実施するみだしの事業について、別紙のとおり契約しましたので、その顛末を報告します。

(別紙) 契約顚末報告

年度 6 次産業化普及促進事業

(事業実施主体名)

地 区 名			
工 種 又 は 施 設 名			
契 約 の 方 法	指 名 競争入札・随契 一 般		
入 札 日 時	年 月 日 午 前 後		
入 札 場 所	福井市 町 字 番地		
執 行 者 名 職 氏 名			
入 札 立 合 人 名 氏 名			
入 札 価 格 等	請 負 入 札 に 附 す る 価 格	円	
	予 定 価 格	(円 %)	
落 札 価 格	(円 %)		
入 札 状 況	入札業者 代表者名	第 1 回	第 2 回
		円	円
契 約 の 状 況	契 約 者 名 住 所 氏 名		
	契 約 金 額	円	
	契 約 月 日		
入 札 差 金 額	円		

様式第 1 2 号 竣工届

番
年 月 日

福井市長 様

住 所
氏 名

年度 6 次産業化普及促進事業竣工届

みだしの事業について、下記のとおり整備が完了しましたので届け出ます。

記

整備内容（機械・施設等名）	
事業費（円）	
契約住所	
契約年月日	
竣工年月日	
関係法令検査年月日	
竣工検査年月日 （又は予定年月日）	
引き渡し年月日 （又は予定年月日）	

注：必要に応じて請負人等からの完成届、引渡届、施工管理写真、出来高設計書等の写しを添付すること。

年 月 日

福井市長 様

住 所
名 称
代表者職・氏名

年度 6 次産業化普及促進事業実績報告書

みだしの事業が下記のとおり完了したので、福井市補助金等交付規則第 11 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業実施期間

2 補助金交付決定額 円

3 添付書類

- (1) 事業実施報告書（様式第 14 号）
- (2) 収支決算書（様式第 15 号）
- (3) 補助経費に係る照合書類の写し
- (4) 事業の内容及び成果を表す資料

様式第14号 実施報告書

年度6次産業化普及促進事業実施報告書

1 経費の負担区分

(単位：円)

総事業費 (A+B)	補助対象 事業費	補助事業に 要した経費	負担区分内訳	
			市費 (A)	その他 (B)

2 内訳

(1) 機械・施設整備費

①機械・設備

(単位：円)

機械名	数量	精算額		整備完了 年月日
		消費税込額	消費税抜額	
計				

②施設

(単位：円)

機械名	数量	精算額		整備完了 年月日
		消費税込額	消費税抜額	
計				

(2) その他の経費

(単位：円)

経費区分	内容	精算額		整備完了 年月日
		消費税込額	消費税抜額	

3 事業完了年月日

年 月 日

様式第 1 5 号 収支決算書

年度 6 次産業化普及促進事業収支決算書

収入

(単位：円)

項 目	金 額	摘 要
市補助金		
自己資金		
合 計		

支出

(単位：円)

項 目	金 額	積算根拠
合 計		

様式第 16 号 補助金額確定通知

福井市指令農第 号

住 所
名 称
代表者職・氏名

年度 6 次産業化普及促進事業補助金額確定通知書

年 月 日付け福井市指令農第 号により決定した 年度 6 次産業化普及促進事業補助金の交付について、福井市補助金交付規則第 13 条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

年 月 日

福井市長

記

- | | |
|------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 補助金交付確定額 | 円 |

年 月 日

福井市長 様

住 所
名 称
代表者職・氏名

年度 6 次産業化普及促進事業補助金交付請求書

年 月 日付けで補助金の交付 決定・確定 通知のありました 年度 6 次産業化普及促進事業補助金について、福井市補助金等交付規則第 13 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名	支店名	種別	口座番号
		普通 当座	
フリガナ			
口座名義			